

(不在者投票用)

不在者投票の宣誓書兼投票用紙等請求書

私は、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓いますので、不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を請求します。

- 希望する発送時期の□に✓印を記入してください。

この度の選挙では衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」）の投票用紙等を発送できる日が異なります。

- 2月1日以降に衆議院議員総選挙、国民審査、両方の投票用紙等の送付を希望する
 1月25日以降に衆議院議員総選挙の投票用紙等の送付を希望する（国民審査は2月1日以降）
（請求書の受領日によってはまとめて2月1日以降となる場合があります）

投票は (市・区・町・村) において行います。

令和 年 月 日

東根市選舉管理委員會委員長 殿

フリガナ			性別	男・女	生年 月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
氏名	(本人が自署)						
滞在地の住所 (投票用紙等の 送付先)	〒					電 話	
選舉人名簿に記載 されている住所	〒						

※電話番号は日中でも連絡が取れる番号をご記入ください。

記

【不在者投票の事由】

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
 - ・用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
 - ・疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
 - ・交通至難の島等に居住・滞在
 - ・住所移転のため、本市以外に居住
 - ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【備考】

東根市に不在者投票請求ができる人は、東根市に選挙権がある人(東根市の選挙人名簿に登録されている人)になります。

東根市の選挙人名簿には、転入届出後、登録基準日現在で3か月経過した人が登録されます。

令和7年10月27日以降に東根市に転入届を提出した場合には、前住所地の市町村に請求（ただし、前住所地においても3ヶ月以上の住民登録が必要）又は問合せしてください。

[事務処理欄]

投票区	名簿番号		直・郵	備考
	頁	行		